

「新型コロナウイルス感染症対策」のお知らせ

佐那河内村

○「救急患者搬送業務」について

- ・救急要請時または現場到着時に、新型コロナウイルス感染症の患者または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者であることが判明した場合は、直ちに保健所に連絡し、対応を引き継ぐこととなります。
そのため、救急要請時または現場到着時には、十分な聞き取りを行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※本村の患者搬送車では、上記の患者は搬送できません。

保健所から村に対して患者搬送の協力要請があった場合は、村は近隣の消防本部に患者搬送の協力要請を行うこととなります。

患者搬送までにかかなりの時間を要することとなりますので、ご理解をお願いします。

※万一、ご自分やご家族に感染が疑われる場合は、徳島保健所（帰国者・接触者相談センター：088-602-8907）（夜間：088-624-4267）に電話相談し、指示に従い、自家用車を使用して移動してください。

○「緊急事態宣言」について

- ・4月7日（火）、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発令しました。
感染が急速に拡大している東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県が対象地域で、実施期間は5月6日（水）までとなっています。

※対象地域への往来はお控えください。

また、対象地域から来られた人は、2週間程度外出の自粛をお願いします。

○ 村民のみなさまへ

- ・村ではこれまで、行事や会議などの開催を自粛していますが、感染症発生のリスクの低減や、村民のみなさまの不安解消、予防意識の持続を図るために、引き続き、対策を継続していきます。ご理解とご協力をお願いします。

※4月の各地区常会については、開催の自粛を要請します。

事情により開催される場合は、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの条件が同時に重ならない対策をお願いします。

密閉空間：換気の悪い密閉空間にしないよう換気を徹底する

密集場所：多くの人が手の届く距離に集まらないよう配慮する

密接場面：近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- ・身近に感染症が発生したときに、感染者やその家族、濃厚接触者などに対する偏見や差別などの人権侵害が起こることがあります。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況があることを理解し、正確な情報に基づく冷静な対応をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症対策」のお知らせ

佐那河内村

○ 感染の予防や気をつけること

- ・「手洗い」を心がけてください。
帰宅時や調理の前後、食事前などに石けんでこまめに手を洗ってください。
- ・咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着します。マスクを着用するなどの「咳エチケット」が非常に大切です。
- ・持病がある方、高齢者の方は、人混みの多い場所を避けるなど、より一層、注意してください。
- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、外出を自粛し、自宅での安静・静養を心がけ、毎日、体温を測定し、記録してください。

○ 相談窓口について

- ・次のような症状を目安に、ご心配な方は速やかにご相談ください。

※強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続いている

高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある人は、重症化しやすいため、上記の状態が2日以上続く場合に相談をお願いします。

妊娠中の方は、念のため重症化しやすい人と同様に早めの相談をお願いします。

- ・すぐに医療機関を受診せず、まずは、下記にご相談ください。

※帰国者・接触者相談センター（徳島保健所） 088-602-8907

夜間：088-624-4267

- ・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談（24時間対応可能）

※徳島県健康づくり課感染症・疾病対策室 0120-109-410

（フリーダイヤル）

※聴覚に障がいのある人など電話での相談が難しい人は、FAXをご利用ください。

FAX：088-621-2841

受付／8：30～17：00（土・日・祝日除く）